# 名張市体育施設有料広告掲載事業 実施要項

#### 1. 趣 旨

名張市体育施設を安心して利用いただき、また、スポーツ活動を活性するため、同施設内 に広告(看板)エリアを設置して、企業・団体等の広告スペースとして活用していただくため 有償にて付与することを目的とする。また、得た収益については、体育施設等の修繕等に関す る財源とし、利用者のサービスの向上を図る。

# 2. 広告掲載対象施設

名張市所有の体育施設のうち、多くの市民が利用し広告効果が見込まれる体育施設について 計画的に実施する。

#### 3. 広告掲載期間

広告の掲載期間は、1ヵ月単位とし、連続する広告の掲載期間は、年度末までの最長12ヵ月とする。ただし、再掲載を妨げない。

# 4. 広告掲載料

募集する体育施設において、利用者数、実施大会等の規模、今後の予定等を勘案し体育施設 ごとに決定するものとする。

# 5. 広告掲載に伴う経費負担

広告掲載に伴う作成、掲載、維持管理及び撤去作業等は、広告主の責任において行い、その 費用は広告主の負担とする。

# 6. 応募の資格

広告を掲載することができる者は、次のとおりとする。

- ①名張市有料広告実施要綱第3条に規定する事業者等に該当しない者
- ②国税及び地方税を滞納していない者

# 7. 広告の内容

広告の内容は、体育施設の広告として適正なものとし、名張市有料広告事業実施要綱第2条 各号に掲げるものを含まない内容とする。

# 8. 応募方法

広告の募集は、原則一般公募とする。募集に際して必要な事項については、別途募集要項を 定めるものとする。

#### 9. 選定方法

名張市の設置する名張市広告審査委員会において、応募された内容等を総合的に判断し決定する。